

平成21年5月22日

各市町等教育委員会事務局
危機管理担当課長 様
指導事務主管課長 様
学校保健主管課長 様

三重県教育委員会事務局
情報・危機管理特命監

新型インフルエンザに関する対応について（第5報）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課、同省高等教育局私学部私学行政課及び同省スポーツ・青少年局学校健康教育課から、別添(写)のとおり平成21年5月22日付け事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第5報）」が送付されました。

なお、発生地域への修学旅行等に関して、平成21年5月16日付け事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第4報）」で連絡しましたが、県立学校長への依頼事項を下記のとおり改めましたので、参考にお知らせします。

各市町等教育委員会におかれましては、引き続き、各市町の「対策本部」及び健康福祉部局と連携の上、適切に対応願います。また、貴教育委員会事務局内の関係部所、所管の学校、社会教育施設、社会体育施設、文化施設に対して周知をお願いいたします。

記

【新】

- 1 「患者や濃厚接触者が活動した地域等」への修学旅行、校外学習、部活動等については、自粛、延期、目的地変更等の措置をお願いします。
- 2 措置するに際しては、児童生徒および保護者の理解を得るように努めてください。

※「患者や濃厚接触者が活動した地域等」とは、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部が発表する「新型インフルエンザ対策本部幹事会「確認事項」における感染拡大防止措置を図るための地域について」で指定される地域です。（参考に5月20日現在のものを添付します。）

なお、「地域の指定」情報は、下記 Web ページで随時更新されますが、報道機関等の情報と異なる場合もありますので、厚生労働省の相談窓口（電話03-3501-9031）へ直接問い合わせてください。

○厚生労働省 新型インフルエンザ最新情報

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/index.html>

【旧：5月16日付け事務連絡】

- 1 発生地域への修学旅行、校外学習、部活動等については、自粛、延期、目的地変更等の措置をお願いします。
- 2 措置するに際しては、児童生徒および保護者の理解を得るように努めてください。

【事務担当】 三重県教育委員会事務局 教育総務室 情報・危機管理グループ

担当 川本 孝司 電話059-224-3301 FAX059-224-2319